

登園許可書（医師記入）

練馬区 むさし保育園

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱した3日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、解熱した後3日を経過するまで
風疹	発疹が消失してから
水疱瘡	全ての発疹が痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺・舌下腺の腫が発現してから5日を経過するまで。また、全身状態が良好になるまで。
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜炎（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで。又は、抗菌薬による治療を終了するまで。
腸管出血性大腸菌感染症	症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

上記の疾患は、学校保健安全法及び保健所における感染症対策ガイドライン（厚生労働省）に基づき、練馬区医師会保育園医会と保育課で協議を行い指定した疾患です。医師の許可頂いてからの登園となります。

保育園長様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になりましたので

令和 年 月 日から登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医師機関名

電話番号